

植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令案及び輸出植物検疫規程及び種馬鈴しよ検疫規程の一部を改正する告示案の意見・情報の募集についての御意見及びそれに対する考え方

○御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>基本としての意見なのであるが、荷受人等についての把握の適切化、問題発生時の際の対応迅速化のために、申請等を行う法人については、法人番号の提出を行わせるようにすべきと考える。</p> <p>植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令案</p> <p>本制度に関係する他書類についてもであるが、様式等について、申請等を行う者が法人の場合においては法人番号の記載を行わせるような変更を行った方が良いと考える。</p> <p>理由については上述のとおりであるが、その方が、荷受人等についての把握の適切化、問題発生時の際の対応迅速化などの行政効率の向上に資すると思われるからである。</p> <p>(なお、何らかの事業者番号や許可番号他の管理番号が他に付されるものであれば、何らかの書類の一ヶ所に法人番号を記載するのみで可と考える。ただ、省力化は可能としても、法人番号の記載自体はどこかで行わせるのが適切と考える。)</p> <p>なお、今回は防疫についての意見公募であったが、防疫についてのみでなく、輸出入が関係する事務については、特に法人番号についての記載を行っておく妥当性が高いはずであるが(公正性及び行政における事務効率向上のため。また関係事業者や市民等が問題事態についての発見と確認を容易に行えるようになるという効果も存在し、それは少なからず世の中に資する面がある事も無視されざる事と思われる。)、国は、輸出入関係事務については、申請等を行う法人である事業者等については法人番号についての記載を行わせるようにされたい。</p>	<p>本施行規則に係る申請者等は、法人ではなく個人である場合もあることから、様式において一律に法人番号の記載を求めることは適当ではないと考えています。このため、現在、申請及び届出の様式において、法人番号を提出していただくことは予定していませんが、貴重な御意見として承ります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省令第 31 条の 8（登録検査機関の検査等に関する業務の方法に関する基準）においては、登録検査機関は「農林水産大臣が定める方法により、輸入国の要求に適合しているかどうかを確認する。」と規定しています。 ・ また、同省令第 28 条（植物検疫証明書の交付の取り消し等）においては、検査の結果等が輸入国の要求に適合しなくなっていると認めるときは、植物検疫証明書の交付の取り消し等を命じる旨が規定されています。 ・ さらに、告示第 8 条（輸入国の要求している事項）では、植物防疫所が輸入国が検査を要求している植物の種類、輸入国が検査その他に関し要求している事項の主なものについて周知に努める旨が規定されています。 ・ また蛇足ですが、省令第 23 条（輸出検査の申請）に規定する検査申請書（第 12 号様式）においては、検査方法を記入する欄はありません。 <p>上記を踏まえると、輸入国の検査手法の確認、これを踏まえた、申請者、登録検査機関への検査方法の指示は植物防疫所からなされると理解しました。</p> <p>したがって、登録検査機関となった者は、植物防疫所から輸入国、植物又は物品に関する検査手法、技術等に関し、情報提供、指導をいただけると認識しました。</p> <p>右認識について齟齬がないかをご教示願います。</p>	<p>御指摘のとおり、今般の省令案で示している改正後の植物防疫法施行規則では、登録検査機関の検査等に関する業務の方法に関する基準として、「農林水産大臣が定める方法により、輸入国の要求に適合しているかどうかを確認することとする」とされています。</p> <p>農林水産大臣の定める方法による輸入国の要求への適合の確認に当たっては、輸入国の要求事項を適切に把握する必要があります。</p> <p>このため、農林水産省では輸入国の要求事項のうち主なものの公表・周知に努めてまいります。</p> <p>しかしながら、これ以外の要求事項、例えば輸入国が公表していないものもありうることから、輸出に当たっては、申請者等自らが相手国に問い合わせる等により要求事項を把握していただく必要があります。</p> <p>なお、今般の告示案で示している改正後の輸出植物検疫規程第 3 条第 5 項のとおり、検査の方法の細目については、消費・安全局長が定めることとしています。的確な検査の実施のため、定めた通知を公表し、登録検査機関等に対して周知してまいります。</p>
--	--